

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第3期中期計画の変更について

(1) 再発防止対策の反映等

○変更事項

「1.(6)機構の業務の適切な実施のための取組み」について、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、理事長の強いリーダーシップの下、コンプライアンス体制やガバナンスの強化、入札・契約監視機能の強化、入札契約手続きの見直し、情報管理の徹底等を行う旨の文言を追加等する。

また、「2.(3)随意契約の見直し等」中、国土交通省の入札談合に係る再発防止対策の検討状況を踏まえつつ、必要に応じ、コンプライアンスの推進等を実施する旨の文言を削除する。

○変更理由

北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事に係る入札に関して、関係職員が入札談合等関与行為防止法違反で刑事処分を受け、公正取引委員会より機構に対して同法に基づく改善措置要求等が行われた。当該改善措置要求等を受けて取りまとめた調査報告書(H26.9.26公表)や「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に沿って、理事長の強いリーダーシップの下、コンプライアンス体制やガバナンスの強化、入札・契約監視機能の強化、入札契約手続きの見直し、情報管理の徹底等を行い、再発防止に取り組むこととしており、「1.(6)機構の業務の適切な実施のための取組み」にその旨の記載を追加することとする。

また、従前、「2.(3)随意契約の見直し等」において、「公正取引委員会からの改善措置要求(平成24年10月17日)を受けた国土交通省の入札談合に係る再発防止対策の検討状況を踏まえつつ、必要に応じ、コンプライアンスの推進、入札契約手続きの見直し等を実施」する旨記載していたが、この内容については、機構自らの取り組みである上述の再発防止対策に含まれることとなるため、当該記述を削除することとする。

(2) 船橋宿舎の売却

○変更事項

「5.重要な財産の譲渡等に関する計画」中、売却予定宿舎の列記に船橋宿舎を追加する。

○変更理由

「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(H24.12行革担当大臣決定)で売却方針が示されていた船橋宿舎について、関係者との協議の進捗により、売却手続きを進めることが可能となったため、売却予定宿舎の列記に船橋宿舎を追加することとする。

(3) その他所要の改正

① 北海道新幹線の駅名決定

○変更事項

「1.(1)①整備新幹線整備事業」、「1.(2)鉄道施設の貸付・譲渡の業務等」中、「新函館(仮称)」を「新函館北斗」に変更する。

○変更理由

平成26年6月に、JR 北海道が北海道新幹線(H27 年度末完成予定区間)の駅名を決定したため、従前仮称表記していた「新函館(仮称)」を、新たに決定した「新函館北斗」に変更することとする。

② 都市鉄道利便増進事業における事業一体化

○変更事項

「1.(1)②都市鉄道利便増進事業等」中、「相鉄・JR 直通線及び相鉄・東急直通線」を「神奈川東部方面線(相鉄・JR 直通線、相鉄・東急直通線)」に変更する。

○変更理由

従前、それぞれ別の事業として進められていた相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線両線の速達性向上計画の統合について、国土交通省に計画の変更認定を申請し、平成26年3月に認定を受けたことから、認定後の新たな計画名称「神奈川東部方面線(相鉄・JR 直通線、相鉄・東急直通線)」を用いて記載することとする。

第3期中期計画新旧対照表

第3期中期計画（改正）	第3期中期計画（現行）
<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（1）鉄道建設業務</p> <p>① 整備新幹線整備事業</p> <p>高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もって国民経済の発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興に資することを目的として、事業の着実な進捗を図り、北陸新幹線（長野・金沢間）は平成26年度末、北海道新幹線（新青森・<u>新函館北斗</u>間）は平成27年度末までに鉄道施設を完成させる。北海道新幹線（<u>新函館北斗</u>・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）及び九州新幹線（武雄温泉・長崎間）について、工事完成予定時期を踏まえ、建設工事等の業務を着実に推進する。また、整備新幹線の工事の進捗状況については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（1）鉄道建設業務</p> <p>① 整備新幹線整備事業</p> <p>高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もって国民経済の発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興に資することを目的として、事業の着実な進捗を図り、北陸新幹線（長野・金沢間）は平成26年度末、北海道新幹線（新青森・<u>新函館（仮称）</u>間）は平成27年度末までに鉄道施設を完成させる。北海道新幹線（<u>新函館（仮称）</u>・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）及び九州新幹線（武雄温泉・長崎間）について、工事完成予定時期を踏まえ、建設工事等の業務を着実に推進する。また、整備新幹線の工事の進捗状況については、ホームページ等で公表する。</p>
<p>② 都市鉄道利便増進事業等</p> <p>機構が公的資金で鉄道を整備し、完成後に保有、鉄道事業者は、受益に応じた施設使用料にて営業する公設民営の考え方に基づき実施する都市鉄道利便増進事業の<u>神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線）</u>は、完成予定時期を踏まえ、公的整備主体として関係機関との連携・調整を図り、建設工事等の業務を着実に推進する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>② 都市鉄道利便増進事業等</p> <p>機構が公的資金で鉄道を整備し、完成後に保有、鉄道事業者は、受益に応じた施設使用料にて営業する公設民営の考え方に基づき実施する都市鉄道利便増進事業の<u>相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線</u>は、完成予定時期を踏まえ、公的整備主体として関係機関との連携・調整を図り、建設工事等の業務を着実に推進する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>（2）鉄道施設の貸付・譲渡の業務等</p> <p>整備新幹線事業として実施している北陸新幹線（長野・金沢間）及び北海道新幹線（新青森・<u>新函館北斗</u>間）について、それぞれの完成後、各営業主体に対して貸付を行う。また、主要幹線及び大都市交通線で国土交通大臣が指定する貸付期間が経過した区間について、貸付している各鉄道事業者に対して譲渡を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>（2）鉄道施設の貸付・譲渡の業務等</p> <p>整備新幹線事業として実施している北陸新幹線（長野・金沢間）及び北海道新幹線（新青森・<u>新函館（仮称）</u>間）について、それぞれの完成後、各営業主体に対して貸付を行う。また、主要幹線及び大都市交通線で国土交通大臣が指定する貸付期間が経過した区間について、貸付している各鉄道事業者に対して譲渡を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>（6）機構の業務の適切な実施のための取組み</p> <p><u>北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、国の動向や他の独立行政法人の取組みも参考にし、理事長の強いリーダーシップの下、コンプライアンス体制やガバナンスの強化、入札・契約監視機能の強化、入札契約手続きの見直し、情報管理の徹底等を行い、入札談合等関与行為等の再発防止に徹底的に取り組むとともに、機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応を行うなど、業務の適正を確保するための体制を整備し、内部統制の充実・強化を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>（6）機構の業務の適切な実施のための取組み</p> <p><u>国の動向や他の独立行政法人の取組みを踏まえつつ、理事長を委員長とする内部統制委員会を中心に</u> <u>、機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応を行うなど、</u> <u>内部統制の充実・強化を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

第3期中期計画（改正）	第3期中期計画（現行）
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約の透明性、競争性を確保する観点から、引き続き、「随意契約等見直し計画」を着実に実施するとともに、一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努め、改善状況をフォローアップし、公表する。また、入札・契約の適正な実施について、監事監査及び契約監視委員会等のチェックを受ける。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 随意契約の見直し等</p> <p>契約の透明性、競争性を確保する観点から、引き続き、「随意契約等見直し計画」を着実に実施するとともに、一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努め、改善状況をフォローアップし、公表する。また、入札・契約の適正な実施について、監事監査及び契約監視委員会等のチェックを受ける。</p> <p><u>なお、公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた国土交通省の入札談合に係る再発防止対策の検討状況を踏まえつつ、必要に応じ、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等を実施し、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。</u></p>
<p>5. 重要な財産の譲渡等に関する計画</p> <p>こずかた寮、保土ヶ谷寮、<u>船橋宿舎</u>及び宿舎不用地（行田宿舎用地の一部）を平成25年度以降に売却する。</p>	<p>5. 重要な財産の譲渡等に関する計画</p> <p>こずかた寮、保土ヶ谷寮_____及び宿舎不用地（行田宿舎用地の一部）を平成25年度以降に売却する。</p>